

予算特別委員会会議録(5)			
日 時	平成10年9月22日(火)	開 議	午後1時00分
		散 会	午後4時36分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	八田委員長、渡部(智)委員長、大竹、松本、斉藤、新野、久末、倉田、浅田、横尾、阿部、琴坂各委員		
説明員	水道局長、総務・財政・土木・建築都市各部長、土木部参事ほか 関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に新野、浅田両委員を指名。付託案件を一括議題とし、この際資料の要求があれば受ける。

琴坂委員

稲北再開発に関わり3億5,000万円を貸し付けする際の審査に必要なため、アール・アイと札幌フードセンターとの契約書を提出願いたい。

活性化室長

アール・アイと札幌フードセンターとの賃貸借契約については民・民の契約になるので提出は難しいものと判断している。

琴坂委員

それは議会の意向を相手方に伝えての結果なのか。それとも室長の判断か。

活性化室長

アール・アイに対し議会からこのような話があるが、どうかということの結果である。

琴坂委員

この要求は取り下げる考えはない。稲北再開発が民間によって行われ、それが順調にしている限りでは、ある意味では民・民ということで認めてきた。しかし、今、3億5,000万円を直貸ししなければならないという事態になって、決定的な情報不足である。

銀行救済等の問題については国民は非常に関心を持っている矢先であり、何故、市が直貸ししなければならないのか市民に説明しなければならない。そのためには情報公開が前提であろうと思う。市民のお金である3億5,000万円を貸すのに、民・民のことなので契約書を出さないということでは済まない。きちんとその旨を相手方に伝えてほしい。

活性化室長

再度、アール・アイに資料要求の話をし、協議させてもらいたい。

琴坂委員

返事は採決の時までに間に合わせてもらいたい。

委員長

付託案件を一括議題とし、理事者より報告の申し出を許可する。

「9月16日の台風5号による被害状況について」

土木部次長

これについては17日の予算特別委員会で総務部から概略を報告しているが、土木被害について調査結果がまとまったので報告する。

側溝関係については既に処理を終えているが、17箇所河川に被害があり、その内14河川については応急対応をしている。桃内川・キライチ川・張碓中川の3河川については復旧事業を伴う被害を受け、現在積算中でありまとめ次第改めて報告したい。

委員長

「(株)アール・アイへの貸付経過について」

活性化室長

別紙資料に基づき説明する。

組合はこの事業の事業主体であり、施設完成後、事業費を清算し解散する。一方、アール・アイはこの事業で生み出される床の一部を取得する会社であり、組合が解散した後も商業施設の所有者としてテナントへの賃貸、借入

金の返済等の業務を継続して行う。

なお、アール・アイは参加組員として、都市再開発法第40条に基づき、アール・アイが取得する施設等に相当する額を負担金として組合に納入しなければならない。

委員長

これより建設常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

斉藤委員

アール・アイに対する貸し付けについて

少なくとも昨年12月末の時点では住宅金融公庫は5億7,000万円の貸し付けを決定していた。一方、小樽市は住金との協調融資を保留していたということか。

活性化室長

協調融資については議会との関わりがあるので、我々としてはこの場でOKは出せないが、この事業の成立のためにアール・アイをバックアップすることは変わらないということで、協力してもらいたいということは言っている。ただ、小樽市がそこで決定していないということは住金も理解してもらったと思っている。

斉藤委員

小樽市が態度を留保しているにも関わらず、住金の方が勇み足をしたということか。

活性化室長

勇み足かどうかは我々の方で判断しづらい。ただ、我々の話に協力は惜しまないということであり、我々の主張については最大限の理解をしていただいたものと判断している。

斉藤委員

住金の担当者からは、「私たちの方から協調融資先を小樽市ということで指定することは基本的には考えられない。しかし、融資条件を話していく段階で、示された条件の中から小樽市の名が挙がったら、それは良いと答える。あくまで住金の方から、何も提案がない状況で小樽市を名指しすることはまず考えられない」というコメントをもらった。

本会議における答弁との整合性について

理事者は「組合に対する質問とアール・アイに対する質問は全く異質のものである。従って11月に3億5,000万円が必要だと知っていても、12月の議会では組合に対して答えたものであり、答弁に間違いはない。」ということである。本会議の議事録では「私が心配しているのは小樽市が再度事業に対して貸し付けを起こすということにならないのかということである。金融機関の協調融資を受けられないということになれば、事業を途中で頓挫させる訳にはいかないで、そうなれば追加で小樽市が予算措置して貸し付けていくという事態が起きるのではないか」と質問した。これは組合と解釈してもよいが、「その貸し付けはうまく不動産の売却・賃貸ができればよいが、リスクがぐるりと回って小樽市の貸付金という形で残るのではないか。その辺融資証明を取って、資金の出所をきちんと確認して進めるべきではないのか」と尋ねた。ここまで話をして、組合のことなのかそれともアール・アイのことなのかを、具体的に言わなければならなかったのか。

答弁では「そういった面でのツケが回ってこないような処理をした中で対応する」と言っている。3億5,000万円はツケだと思う。理事者は何とか理屈をつけて議会を乗り切ろうとしているかもしれないが、今ここでしなければならないのは稲北事業をどのように完結させるかということではないか。

活性化室長

「ぐるりと回って」と言う話の中で、前半は融資証明の話でずっと経過していたと理解している。融資証明を取っておかなければ、何かあった時には市中金融機関からの貸し付けはできない。その際にぐるりと回って小樽市に再度追加で融資を受けざるを得なくなるのではないかとということで答弁したと認識している。

斉藤委員

アール・アイは床を取得する会社である。組合は売る側であり、買う側に対し買う資力があるのかどうか調査しなければならない。仮にアール・アイが資金調達ができず、床を買えなくなったら、それは組合の責任である。しかし、これは民間施行の再開発事業なので、頓挫させる訳にはいかない。そうなれば行政として何とか完結させなければならないという意識が働くと思う。

理事者が当初提出した資料は間違っていたことを認めた。間違った資料に基づいて、どのような調査ができるのか。

活性化室長

確かに資金計画については消費税が漏れていた点は間違いを認めている。ただ、法人税関係の指摘については、減価償却費や諸経費の取り扱いを6期で計上したが、経理士に相談したところ会社のシステムとしては5期で計上できるということであった。これは会社の税金対策ということであるが、そのようなことがあって修正をした。

総合的に言えば、消費税が漏れていたので間違いは認めるが、全体の資金のバランスは特に問題がなかったと判断している。

斉藤委員

たまたま結果的に現金フローが流れたからよかったが、間違っているものを基に結果が良かったからいいということにはならない。

本来、理事者は昨年11月時点から今年3定まで精査を重ね、中身をきちんと見極めていけば、今回のような資料の差し替えにはならなかったのではないかと。これ一つを見ても理事者のチェック体制は極めてずさんであったと言わざるを得ないがどうか。

活性化室長

11月からの経過については当初出資の話があり、これはアール・アイが再開発ビル全体の管理をするという計画であった。この全体管理をする会社に対し、小樽市が出資する第三セクターとして信用度をアップさせることができれば、市中金融機関からも融資を受けられるのではないかと議論になっていた。その間、アール・アイに対して出資することが果たしてよいのか検討した結果、全体管理は大変であり、市が出資しても手に負えないということで断念した。そうなれば、融資をどうするかということで前半は出資について議論をしていた。

斉藤委員

7月21日にこの資金計画が提出されて以来、どのような検討がされたのか。

活性化室長

提出した日付け以前に当然資金計画を出してもらっている。それは借りた年度からの資金計画、当初であれば11年度の資金計画が出されてきたので、市としては9年度で損益計算を出している会社なので、実際の事業として遡った資金計画の提出を求め、いろいろとチェックしてきた。

斉藤委員

不動産取得税については10億1,100万円を7掛けし、その100分の4を掛けて算出しているが、これは間違いである。これについては工事原価である16億2,200万円のおおよそ7掛けが評価額となり、その数字を基に算出すべきである。床の取得金額を逆算すると建物の価格は10億円となり、うっかりこの数字を入れたのではないかと。

組合には助成金等が入るので、取得価格は通常価格より安くなる。しかし、工事価格とは違うわけであり、建物の実態の数字をここに入れるのが本当ではないかと。

活性化室長

不動産取得税については実際に評価額が出ていけば良いが、現在出ていない段階ではあくまでも通常計算するの

は取得価格に対して考えるということであり、その考え方はそれぞれあるだろうと思う。

実際の評価額がはっきりしていれば問題はないが、分からない段階ではそれも一つの算定の考え方と思っている。

斉藤委員

取得価格は売買価格ではなく、建設費である。一般的にはそれを事業計画に入れる。建築費が16億円のものを11億円で売買したので、それを基に評価額を算定したら誰も不動産取得税を払う人はいなくなる。

取得金額の70%に100分の4を掛けるという考え方は一つの算定なので、その方法は認めるが、その方法を16億円に当てはめると1,700万円余りの事業費が膨れる。

この収支はどこで見込むのか。

活性化室長

さっそく確認する。

斉藤委員

補完融資について

3億5,000万円が不足すると分かったのは今年の11月であり、その前から資金的に厳しいという実感はあったと思う。市としてはどのように関わってきたのか。過去には拓銀・道銀・小樽信金という協調融資団があったと思うがどうか。

活性化室長

組合に対する協調融資団である。

斉藤委員

組合に対する協調融資団があり、事業の内容・経緯を知っているから抵当権を付け、3行で同順位となっている。アール・アイへの補完融資の不足分3億5,000万円も当然そこに相談していたと思うが、回答はどうであったか。

活性化室長

幹事銀行である拓銀に対してアール・アイは融資をお願いしたが、3億5,000万円もの金額なので、その額がもう少し少なければ、協力できるという話であった。

斉藤委員

拓銀に話をしたのはいつか。

活性化室長

平成8年8~10月くらいにかけて何回か行っていたと思う。他の金融機関の関係があるので、住金が協調融資を必要だという話になってから、アール・アイは協調融資の相手先を探していた。しかし、住金に対し協調融資は難しいので、何とか個人保証でお願いしたいと話をしていた。その中では個人保証として全額は無理であるという話があり、不足分は他の融資も考えてみてはどうかという指導を受け、今年の8月から10月にかけて幹事銀行の拓銀に話をしていたと記憶している。

斉藤委員

幹事銀行が破綻した後、他の金融機関に話をしたか。

活性化室長

平成9年2月にアール・アイが小樽市に対し、「融資についてうまくいっていない、住金についても全額無理である」という話があり、他の金融機関との協調もだめだったので何とか小樽市としても融資について相談に乗ることになった。小樽市と住金が「まず全額融資してもらいたい」という話をしているので、アール・アイとしてはその後市中金融機関とは話をしていない。

斉藤委員

通常3億5,000万円不足しているというのであれば、保証人が少しでも市中銀行から借りて、不足額を圧縮するのが一般的である。ところが昨年の11月から今日まで金額の圧縮はされていない。初めから市のお金を当て込んだとしか言い様がない。自己資金の調達について指導はしたのか。

活性化室長

住金に融資をお願いしている状況、それが去年は小樽市も関わって話をしていたという状況で進んでいた。その段階で出資が可能であれば、市中金融機関にも話をしようということにはなっていた。

斉藤委員

登記簿謄本について

議会に提出された担保権設定の資料は、組合を債務者とする各金融機関の抵当権設定の資料だけである。札幌フードセンターを権利者と、アール・アイを債務者とする抵当権契約が締結されているが、小樽市が協調して貸し付ける場合、この抵当権はどうなるのか。

活性化室長

札幌フードセンターの抵当権は協力金の10%分が納入された時に設定されたものである。この件についてアール・アイに問い合わせたところ、札幌フードセンターは、まず抵当権が設定している分については住金が一番抵当権、小樽市が二番抵当権ということで了解して、貸し付けの実行時期になった段階で順位の変更をすることになっていると聞いている。

斉藤委員

3億5,000万円を直貸する市として、少なくとも高順位にこのような抵当権が設定されているのであれば、何故議会に報告しないのか。理事者が言う組合とアール・アイは別法人という理屈が通るのであれば、何故再開発組合という別法人の抵当権に関する資料は議会に提出でき、アール・アイのものは出せないのか。

活性化室長

登記簿謄本の要求があったのは朝の段階であり、その段階で組合にある登記簿謄本を提出した。その後、我々としても現在どのようになっているのかということで、登記簿謄本を取っている。委員指摘のとおり抵当権が設定されているので、アール・アイに対し話を聞き、その結果、先程答弁させてもらった。

斉藤委員

市としても先順位の抵当権がついているとは知らなかったということか。これは財産権なので、アール・アイがどこに抵当権を設定するかは勝手である。しかし、市に対して担保を差し出す訳である。

住金は謄本確認によって融資の実行を行う。抵当権をわざわざ設定した札幌フードセンターは登記の抹消から再設定まで、その間リスクをかぶる。札幌フードセンターは最初から順位の変更でやると言っているのか。

活性化室長

そのような話になっていると確認している。

斉藤委員

保全の問題で抵当権が設定されているということは大きな問題である。相手から申し出がなかったこと自体、どうということかと思う。議会には権利関係者をこのように塗り潰した登記簿謄本を提出してきた。しかし、実態はもう一つ抵当権が設定されていたということであれば、やる気でやったと言われても仕方がない。少なくともアール・アイは誠実に事実を話すことを怠った。

アール・アイへの融資は公益性があると言うけれども、我々から見ると日動不動産もアール・アイも不動産賃貸業ということでは同じと思うがどうか。

活性化室長

日動不動産は利益を求めて個人に分譲する会社である。アール・アイはこの事業の継続のために、地元地権者が集まってつくった会社であり、特別営利を追及する会社ではないと区別している。

斉藤委員

日動不動産部分の建設工事費はいくらか。

活性化室長

日動不動産はマンションを分譲する会社であり、取得原価を知らせることは業務の情報に関わるのでできない。

斉藤委員

私の試算では6億7,800万円くらいである。この事業の場合、床取得価格は普通であれば土地代と容積率の関係で、床に係る土地の負担が出てくる。それが補助金等で薄められて実際には工事原価プラスいくらで売買されると予想される。

土地代は本当であれば、建設単価というのがあって床を試算する。ところがこの事業は土地取得に関する経費が明確に挙がってきていない。民間企業としては土地代抜きで建物を取得できるという形になるのではないか。

(活性化)八木主幹

都市再開発法の中では、取得費は原価と近隣近傍のその時の取引価格、いわゆる不動産鑑定評価の価格であるが、この間で事業費に基づいて組合と保留床取得者の間で決められる。その中で一連の原価を出し、土地についてもそれに対する整備費等いろいろな補助金も入り、事業費もかかっている。土地の原価、また、不動産鑑定評価の土地の価格、建物の価格を合算して、当然補助金等は差引きされるが、その中で取得価格が確定される。

斉藤委員

企業側から見た場合、積み上げ方式で原価算定しており、土地代が安くなったような気持ちになるはずである。民間の企業ではどのようにやっているか、調べてみてほしい。

理事者がいくら言い逃れをしても、議会に対し無責任な答弁であった。調査が後手に回っていたということである。しかも直貸しのノウハウがないことも一目瞭然である。今日の議論で明らかになったのは融資してほしいというアール・アイが小樽市に対し、抵当権設定の話をしていなかったことである。これは信頼関係の点で疑問である。

正式には6月に要請のあったものを、わずか1カ月の議会の中で資料も示されなくて、3億5,000万円の貸し付けることに了解してほしいと言われても、議員の誰一人自信を持って大丈夫と言える人はいないのではないか。これは非常識な議案である。

松本委員

公園用地の有効利用について

市内に街区公園が66ヶ所あるが、公園の目的以外に臨時に借りて使用する場合の基準について示せ。

公園課長

都市公園条例の中で公園の管理について規定している。公園内においていろいろな行為を行う場合、市長の許可を得なければならない。行商・募金その他これらに類する行為、または業とする写真撮影、興行・競技会・展示会・博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部または一部を独占して利用する場合は公園課において基準にあっていのかどうか審査し許可している。ただ、明らかに暴力的行為及びそのような組織の構成員等が使用したり、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当初から貸さないということである。

松本委員

仮に公園を使用する場合、使用料はいくらか。

公園課長

1平方メートル当たり、1日につき20円、そのほかに舞台をつくったりする場合は、面積に応じていくらと計

算している。

松本委員

公園の使用にあたり、減免制度はあるか。

公園課長

減免制度はある。国・地方公共団体及びこれに準じる団体が設置する工作物もしくは国・地方公共団体及びこれに準じる団体が主催して行う行事等に対して行っている。

松本委員

現在までの利用状況を示せ。

公園課長

今年は公園以外の目的で催し等を実施したのは5件である。

松本委員

地元商店街がイベントを行うなど、地域活性化のために公園利用を推進していくべきと思うがどうか。

土木部長

公園は小樽のように狭い地域であれば、利用の仕方によっては有効な広場である。道路の部分についても地域のお祭りや町おこし等に協力しながら行っている。道路については公安委員会との関係があり難しい面があるが、公園については大いに利用してもらいたいと考えているので、そのようなことを念頭に置きながら行政を進めていきたい。

松本委員

補助災害の認定について

7月の集中豪雨による災害復旧費ということで、5,900万円の補正予算が計上されている。これらは市債と一般財源で措置され、全額市の負担ということであるが、災害認定はどのようにされているか。

建設課長

補助災害の認定については現在道に書類を提出し、国の査定を今月末に受ける予定になっているが、現時点ではまだ補助の手当については明確になっていない。

松本委員

今回、被害が出た箇所は未整備のところであり、土砂が流れ暗渠がつまり、水が溢れたということである。未整備箇所の被害が大きいことから、市の管理河川の整備計画をきちんと立てて、整備を進めていくべきと思うがどうか。

土木部長

今年に入り2度の大雨により被災した。確かに気象状況も変わってきたということも一つの要因と考えている。ただ、従前から整備計画を持ちながら、順位を決めながら整備を行ってきており、たまたま今年に限っては札幌寄りの地域が被害を受けたということもある。21世紀プランの中でも箇所付けをして整備を考えている。

ただ、今回の経験を踏まえつつ、実態に合わせた見直しも図り、河川整備を行っていかねばならないと考えている。災害認定についてはできるだけそれに向けて申請作業を行うが、指導や査定がなかなか厳しいということがある。大きな財源を使うということになるので、慎重に対応していきたいが、今の整備計画についてはそれらを踏まえながら、認識を新たにしていってほしい。

大竹委員

都市計画マスタープランの策定について

これについては建設省から本年2月にアンケート調査が来ており、本市も調査結果を提出していると思うが、ど

のような感想を持っているか。

都市計画課長

従前からマスタープランの考え方は総合計画と、市が策定し道が定める整備開発または保全の方針に基づいている。都市計画マスタープランの策定については平成5年ということで5年も経過しているが、決して遅れているという解釈はしていない。総合計画や整備開発または保全の方針の見直し時期と、市街化区域と調整区域の見直し等が今年度になっており、基本的にはこれらに合わせた形でマスタープラン作りとなる。現在、この作業を行っており、次回の線引きの見直しが平成15年なので、それに向けた形で現在策定するというので、建設省のアンケートの中でもそのような回答がされている。

大竹委員

これはまちづくりのために必要なプランニングだと思う。国自体の考え方や市民ニーズも変わってきた中で、都市化社会から都市型社会へ移行している。また、量的拡大から質的充実型へ変化しているのが現実である。このプランニングがいろんな形でまちづくりに関わってくると思うが、例えば中心市街地活性化法に基づく街なか活性化計画を策定するにしても、小樽市がこの先どのように進んでいくのかというものがなければ、計画づくりは難しいのではないのか。実際問題として、中心市街地の交通体系をどのようにするかという計画はされているのか。

都市計画課長

交通計画については平成6年から8年にかけて道央圏のパーソントリップ調査が行われその調査に基づいて、市としては平成9年度に交通整備計画を策定している。これについては将来構想を見越した形の計画となっており、一つには築港ヤードということもあるが、中心市街地の都市計画街路が全て整備され、また、現在、国の方で考えている山回りのバイパス等諸々のものが全て整備されたと仮定して、市内の交通がどうなのかという形で計画をしている。これについては将来どういった問題が起きるかということではなく、基本的な形としては道路と交通量で一般的に計画されている。

大竹委員

築港ヤードが来年オープンするが、その後中心市街地に向けての交通・道路体系ができてくるということか。

都市計画課長

都市計画街路と位置付けされているので、これらの整備が順次行われていくが、これらが全て整備されるという前提での都市計画である。

大竹委員

整備が前提であれば、計画はいらない。整備されるための計画ではないのか。

都市計画課長

基本的には交通体系が将来どういった形になるのかといえば、都市計画街路があくまでも市内の交通幹線道路となっているので、これを年次毎に整備し最終的に整備された状態ということで、計画が全てクリアできると考えている。

大竹委員

資本を投下する以上、あくまでも計画は市民の利便性あるいは経済活動も含めた中で行われるものであり、ハード部分だけをつくれればよいという考えか。

建築都市部長

あくまでも道路交通という観点から限界があり、自動車・バス・電車・歩行者も含め、総合交通体系の考え方自体が固まっていないのが現実である。今議論となっているのはその部分かと思う。今、小樽の状況は大きく変わってきており、委員の指摘のとおりと考えている。

大竹委員

マスタープランの策定方針と現状について示せ。

都市計画課長

基本的には整備開発または保全の方針を基本にして、それを踏まえた形で線引きの見直し作業を実施している段階である。これが終わるのは10月後半ぐらいなので、終わり次第、内部で十分検討し、より良いマスタープランの策定に努力していきたい。

大竹委員

国の方針・市民のニーズが変化しているので、地方自治体としてはその方針に沿ったものを先取りしながら、物事を進めていかなければならないと思う。今後、公共投資が削減される中で、地方が特色あるものをつくっていくことが一番大切である。

新しい国の施策に沿ってそれを先取りする形でまちづくりを進めていかなければ、公共事業は行っていけないと思うが、どうか。

建築都市部長

今までのマスタープランは国や道の指針に沿って行ってきた。しかし、状況が大きく変わってきており、地方の特性や考え方が重要視されてくる時代であろうと思っている。小樽市の場合、総合計画があるので、それを大きく逸脱する訳にはいかないが、それをベースにしたまちづくり、それに合わせた都市計画をどのように組み合わせ、マスタープランの中に反映していくかが課題になってくると思っている。

大竹委員

上位計画として21世紀プランがあり、その次にあるのが都市計画のマスタープランである。中心市街地など個々の問題がある中で、いかに人を集めるかという、単にハードの問題ではなく、経済効果等も含めた中でまち全体のつくりをどのようにしていくか、非常に大事なプランニングだと思う。計画策定に向けて早急に取り組みながら、一日も早く市民に成果品を提示してもらいたいと思うがどうか。

建築都市部長

総合的な見地から見た形になっていかざるを得ない。そのためには庁内の経済・企画両部を初め、いろいろなセクションの力を頂きながら、一緒にそのようなことを考えていかなければならないと思っている。

大竹委員

これまでのマスタープランづくりの手法とは違ってくると思う。官民の共同と役割分担がなくてはならないと考えている。これからのまちづくりは市民が計画時点から参画して責任を持ちながら行政に要請していく方法が必要と思う。そのことによって市民合意も得られやすいと思うがどうか。

建築都市部長

平成5年に改正された都市計画法の大きな柱は住民の意見を聴くということにある。どういう組織にもっていくかはまだ具体的に決まっていないが、市民の意見・提案を聴きながら、一緒になって策定していく姿勢は最も大事と考えている。

阿部委員

桃内川について

台風5号による桃内川の状況について説明せよ。

土木事業所長

国道から海までの河道部分に建設土が流れ、堆積している状況である。今のところ河道閉塞まで至っていないが、早期に川の浚渫を行い、河道の確保に努めていきたい。

阿部委員

早急に整備してもらいたい。

現在、桃内廃棄物最終処分場の工事が進められているが、地域住民からの苦情等は出されているか。

(土木部)建設課長

最終処分場の造成にあたり、脱水処理の問題が大事な部分である。現在埋立地及び最終的に浸水処理施設ができるところに4カ所の沈砂池を設け、さらに汚濁処理機を3カ所設置している。現在まで特に地元から問題となる報告は受けていないし、また、先般の台風による影響も特になかったことを確認している。

工事現場の関係については現場内からの流出防止を工事担当者に指導していきたい。

阿部委員

今回、河道に堆積した石はどこから流れてきたものか。また、これらに対する対策についてはどうか。

(土木部)建設課長

河口部に流出してきている建設土は基本的には上流から徐々に流れ、河口に流れてきたものと思う。途中までの区間で、水の流れに無理な影響を及ぼすような部分が見られたら、維持管理の中で適切に撤去していかなければならない。また、河口部については例えば川から流れてくるだけではなく、海からの打ち寄せる部分もある。河道閉塞という状況にならないよう監視をしながら適切な処置をしていかなければならないと考えている。

琴坂委員

稲北問題について

先の予算特別委員会において、3億5,000万円の協調融資の提示があったのは昨年11月頃という答弁であった。それにも関わらず昨年12月10日の代表質問に対する答弁ではそのような事実はないということであった。

しかし、今日出された資料によれば、貸付要請があったのは平成10年6月ということであり、事実上答弁は訂正されたということか。

活性化室長

協調融資の提示があったのは昨年11月頃という言い方をされているが、協調融資をするということだけでなく、住金が5億7,000万円を貸し付けし、3億5,000万円については協調融資ができればいいという話があった。それについては市としては考え方を留保させもらったということである。その間、出資等の話があるという議論をし、最終的に出資の話は断念し、6月の段階でアール・アイから3億5,000万円の貸付要請があったということである。

琴坂委員

市の協調融資の見通しのない状況の中で、住金がアール・アイに対し5億7,000万円の貸し付けを回答したのはいつで、手続き的に正式決定したのはいつか。

活性化室長

住金の5億7,000万円については昨年11月に話をし、アール・アイに対して最終的に通知したのは昨年12月24日と記憶している。

琴坂委員

住金の5億7,000万円がこの事業は完結するものではない。残りの3億5,000万円の目処が立たなければ、5億7,000万円も回収不可能になる。そうであれば住金が融資決定通知書を出すことは有り得ないのではないか。仮にそれが間違いないとすれば、小樽市からの3億5,000万円の協調融資はこの12月時点ではなかったのか。

活性化室長

11月段階で5億7,000万円を貸し、3億5,000万円についてどうするのかという協議をしていたが、市の態度は留保していた。ただ、我々としてはこの再開発事業に対しどれだけバックアップをして、事業の成立を図っているかを話している。現在は態度を決められないが、小樽市としては何らかの形でバックアップをするので、理解してほしいと話している。住金としては十分分かるということで協議した結果、アール・アイに対する数字が出されたと理解している。

琴坂委員

小樽市が必ずバックアップするだろうということで、住金が見切り発車したということになると思う。提出された資料によれば、平成9年9月の段階で札幌フードセンターの出店経緯を報告し、協議が再開されて住金から小樽市の支援を求められていた。この時点では何も決めないで漫然と2カ月間を過ごしたのか。

(活性化)八木主幹

平成9年2月にアール・アイは第1回目の申し込みを組合と同時にしていたが、この申し込みから生協撤退の関係があり、住金の取り扱いの方も再度出し直しをしてほしいということで、新しいプランの中で住金への申し込みを作成し、再度打ち合わせ協議を続けていた。この間、2カ月を要したということである。

琴坂委員

小樽市の支援が留保されたまま、住金は5億7,000万円の融資決定を行い、11月19日にはアール・アイは札幌フードセンターとの契約を締結している。

アール・アイの収支計画書は7月21日に提出されたものが初めてか。

活性化室長

最初に示された資金計画は仮の年度を起点としたものが提出された。実際に平成9年度は損益計算が出ており、これでは過去からの資金経過が分からないので、再度提出してもらいは我々がチェックした後に議会に出されたものである。

琴坂委員

11月19日に契約が締結され、それに基づいた事業の収支計画が出されないまま、小樽市は貸し付けの検討をしたきた。貸し付けが正式に決定したのは今年の8月であるが、この計画書が出されたのは7月21日である。

しかし、7月21日以前には3億5,000万円を直貸しするかどうかの検討は収支計画がないまま行ってきたのか。

活性化室長

11月の段階は出資という話があり、それがうまく行けば市中金融機関からの融資が可能ではないかという議論をしていた。それができないということで、平成10年6月に要請があった時に最初の資金計画が出された。それをチェックをし、出し直してもらったため、少し時間がかかったということである。

琴坂委員

土地の抵当権については住金が一番抵当権を、また、小樽市が二番抵当権をそれぞれ持つということであったが、現在設定されている札幌フードセンター及び3行の抵当権は最終的にはどのようなになるのか。

活性化室長

3行の抵当権は組合が融資を受けた際に設定された。現在、貸付金残高はゼロであり、最終的には抹消される。札幌フードセンターの抵当権はアール・アイに対するものであり、協力金の10%を納付した段階で抵当権を設定した。ただ、これは住金が一番抵当権、小樽市が二番抵当権ということで、最終的には札幌フードセンターの抵当権は三番に順位変更することになる。

琴坂委員

竣工後に床部分の抵当権設定が行われるが、住金・小樽市以外の抵当権者はいるのか。

活性化室長

札幌フードセンターの協力金の残り分があり、それが三番抵当権で設定されると予想している。

琴坂委員

保証人の返済能力や資産の状況は調査しているのか。

活性化室長

6月段階で資産調査はしている。

琴坂委員

委員会に提出された登記簿謄本は平成9年5月22日のものであり、1年以上も前のものである。3億5,000万円を貸し付けするか否かを決定する段階で、このような古い登記簿謄本で資産の有無を調査したのか。

活性化室長

当日資料要求があり、アール・アイに対し直近の登記簿謄本があるかどうかを確認したところ、平成9年5月以降は変動がないということであったので、手持ちのものを提出したということである。

琴坂委員

3億5,000万円の貸し付けをどうするのかという審議のに、直近の謄本が提出されない。1年以上も経っているものは証拠にならず、職権で登記簿謄本を取り寄せ提出願いたい。我々は3億5,000万円の市民のお金を貸すかどうかの判断をするという重大な責任を負っている。

住金が12月に融資決定したときに、協調融資を了解していたのではないかと思う。この計画書どおりいくかどうかは札幌フードセンターにかかっている。同社が出店している限り、25年の返済も可能と思う。

しかし、今後同社が撤退しないという保障はない。専門誌によれば、この手のショッピングセンターは自分で床は買わず、15年くらいで閉店しても採算が合うように計画を立てている。札幌フードセンターはアール・アイとの間でどのような契約を結んでいるのか。自己の都合で撤退する時にはどのような損害補償をしてくれるのか。それを議会が確認するのは当然ではないか。審議に必要な資料の提出を拒み、3億5,000万円の貸し付けをアール・アイが本気で考えているとしたら、この貸し付けは止めた方がよい。議会の判断上、この2点が提出された時点で再度質問を続けさせてもらいたい。

入船南線に係る信号機設置要請方について

この請願は採択されてから4年近くなるが、一向に実現されていない。信号機の設置については同線のロードヒーティングが前提であるということであるが、土木部ではどのような検討がされているのか。

余市川における小樽市の水利権譲渡について

道から最終案が出るまで、本市としては何の行動もしないのか。仮に道から現在の取水量2万3,000トンの内、3,000トンを戻すような提案があった場合、道の提示をのむ用意があるのか。

(土木部)建設課長

ロードヒーティングについてはこれまで1・2期計画、また、その後の計画にない部分も含め緊急に要請のある路線についても、いろいろと判断した中で整備してきた。

基本的にはバス路線を重点に検討しなければならないという立場で、維持費も考え合わせた一つの判断がある。ただ、同線については横断歩道の信号機設置という要望に関わる公安委員会の見解も踏まえながら、改めて検討を行っていく必要があると考えている。

水道局長

余市川の取水については、今の時点で小樽市の取水に関しては必要量を取水しているので、特に道及び赤井村に対し申し入れることは考えていない。赤井川と水利権を担当している小樽土木現業所が水利権の整理、行政指導も含め、現在作業を進めているので、その作業の推移を見守っていきたい。

また、仮に道の案が出た場合、基本的な考え方は水利権の減額は考えていない。仮に道が提案してきたとしても、ただそれだけでのむということにならないと考えている。仮に3,000トンの水利権を放棄するとなれば、現在使用している施設の改良等に費用がかかるという問題がある。そういったことを道がどのように判断して申し入れをするかということにもなるかと考えている。

琴坂委員

この請願は4年間全く検討されず、放置されてきたのか。

土木部次長

全く放置されてきたということではなく、信号機の設置等は考えている。当市では2期計画の計画路線を重点的に行ってきた。2期計画以後についてはこれから必要最低限のバス路線等を考えているので、決して放置してたということではなく、2期計画の路線について、計画どおり遂行することに力を入れてきたということである。

琴坂委員

2万3,000トンの水量を引き続き確保したいというのであれば、本市としてはそれが必要なので譲渡するつもりはないということを引きちんと申し入れるべきではないか。

また、仮に水利権を減額した場合、どのような施設維持費がかかるのか。

水道局長

9月1日に赤井川村も含めた下流の3町村が後志支庁長に対し、余市川からの取水に関し、小樽市と協議する場をセットしてほしいという要請文を出している。後志支庁の方からは小樽市に対し現状等の話を聞かせてほしいということで、2万3,000トンの取水の状況を話し、その水利権を減額することは難しいという話をしている。小樽土木現業所もそのような認識に立っていると理解している。

2万3,000トンの水については市内高台地区の約5万人が利用している。仮に取水が3,000トン減額するということになれば、配水池に送水する施設を補強しなければならない。

例えば朝里ダムの水を利用する場合、配水池に持っていく貯水槽の規模を大きくしたり、そこまで上げるためのポンプアップの費用がかかる。今後、これらについて協議をするということになれば、費用の問題が一番ネックになると考えている。

渡部(智)委員

北部運河の整備について

小樽運河とその周辺地区環境整備計画は昭和57年12月に出され、その後旧日本郵船前の公園化あるいは色内埠頭の公園化ということで整備が進められている。

この他に北部運河を中心とした周辺開発構想的な計画は検討されているのか。

土木部次長

小樽運河と臨港線及び周辺整備計画という形で、各部がいろいろな形でまたがっている。これについては土木部の方で取りまとめている。

渡部(智)委員

仮に北部運河を中心とした周辺整備の要望等が出された場合には、どこの部署で取り扱うのか。

土木部次長

例えば道路・散策路さらには運河の浄化、交通記念館周辺の整備、新博物館の建設地の関係、色内埠頭等については土木部が取りまとめている。新たなものについても土木部でやらざるを得ないと考えているが、基本的には各原部で対応し、その取りまとめを土木部が行っているのが現状である。

渡部(智)議員

北部運河は当時の原形のまま残されており、歴史性また土着性も非常に強い。今後、北部運河はできるだけ土着性のある形で、市民に親しまれ憩いの場として周辺整備を心掛けてもらいたい。

道路政策について

国道の4車線化は平成13年頃までに実現されるということである。一方、築港再開発に伴い臨港地区の混雑を避けるため、一部海出しによる道路整備に取りかかっているが、その整備は東小樽交差点までである。今後の小樽全体の道路体系についてはどのような検討がされているのか。

現在、小樽市だけではなく後志期成会を含め国土開発幹線自動車道(以下国幹道)の要望が出されているが、どのような検討がされているか。国道4車線化が実現できたら、これで小樽の幹線道路は万全というのではなく、今後の道路体系のあり方について十分に考えていかなければならない。築港地区との係わりでは東小樽交差点以降は渋滞を起こすことがはっきりとしている。各構想や要望との関連から本市の道路政策についてどのように考えているか。

都市環境デザイン課長

国幹道については次期国幹道建設審議会に向けて鋭意作業を行っているところである。ルートの山回りによる余市までの都市計画決定に向けて努力をしている。蘭島～余市間には遺跡の問題があり、その調査を行いながらルートを模索し、ほぼこのルートでいけるところまできている。

現状としてはルートを決定しながら、関係機関とも協議をし、道の都市計画の協議に入っていく見通しである。今後については国幹道の動き、道の都市計画との連動等、クリアしなければならない問題が山積しており、今の段階でこのようになるというところまで話ができる状況にない。

都市計画課長

道路政策を考える場合、都市計画サイドとしては交通量が重要な考え方になる。将来交通量を推計して、道路網を随時整備していくことになる。一番大事なことは小樽に来る通過交通をどう処理するかということである。まず、国幹道の整備ありきで、将来交通量を推計しているところである。それより前に山回りルートの小樽環状線を整備しているが、それは国体の開催に合わせて来年2月に通行できる。通過交通については道路標識の整備等も出てくるが、通過交通対策の一定の整備はできるのかと思う。

ただ、札幌から小樽に入ってくる車両は国道とバイパスの2本だけなので、道路網としては少ないと思っているが、国道4車線化の実現後の交通量がどうなるか十分調査等も行い、将来の交通量推計も検討しながら、別ルートが必要なのかどうか検討していきたい。

市内の交通網については将来推計では築港ヤードも発生交通量として考えているが、オープン後の調査等も行い、はたして将来の交通量の推計に問題がないのか、十分検討してみたい。

渡部(智)委員

築港ヤードオープンに合わせ、臨港道路の渋滞を避けるため東小樽交差点まで整備を行うということであるが、臨港道路を新光の入り口まで繋ぐのであれば、渋滞は避けられないのははっきりしている。

一つの大きな事業展開の中における交通動向と同時に、そのまちの道路交通が混雑することなくスムーズに、また安全面においても万全な態勢がとれるような道路体系のあり方を検討していくべきと思うがどうか。

建築都市部長

都市計画上はあくまでも都市計画道路が全線完成すれば、渋滞は起きないと理論上はなっている。ただ、全国的に見てもそうであるが、都市計画道路の整備状況は低く、全国では半分も達していない状況である。

道路整備には多額の費用と時間がかかり、その完成を目指して順序よく行っていかなければならない。例えば冬期交通の整備を優先的に行っていくが、市内の交通対策あるいはまちづくり、観光等のプロジェクト関連、防災等の柱立てがあり、交通量や現況の必要性を睨みながら、限りある予算の中で進めているのが実態である。

渋滞がなく円滑にしかも安全な道路というのは理想であるが、それに向かって予算制約の中で努力している。

渡部(智)委員

中心市街地活性化法に基づく街なか活性化計画について

シェイプアップマイタウン計画の中では52項目の事業を進め、完成したもの、継続中のもの、検討中のものということで今日に至っている。一方、新法に基づく活性化計画を目指し街なか活性化検討委員会で協議している。そこで策定された計画が国に上げられ、11省庁で検討された結果、採択されなかった場合はどうなるのか。それを再びシェイプアップマイタウン計画に取り上げる手立てはあるのか。

(活性化)竹田主幹

シェイプアップマイタウン計画は昭和61年に52事業を定め、推進してきたが、この3月に完了事業・検討事業・実施困難事業等の形で整理した。国の段階では中心市街地活性化法に基づく新しい枠組みができてきている。中心市街地が空洞化しているという現実が一つあり、従来は建設省単独あるいは商業振興であれば通産省単独の中では、商業も含めた町づくりはうまくいかないということが出てきた。その中で新たな体系として中心市街地活性化法に基づくまちづくりの方策が出てきた。この中では今まで不足していた助成策・補助・要件の緩和という面で利用しやすく、特に新たな中心市街地の部分においては新しい法体系の中で検討していかなければならないと考えている。

一つはシェイプアップマイタウン計画は250haという大きな範囲だが、新しい法体系の街なか活性化計画あるいは基本計画の中では、概ねそれより小さな範囲、100ha前後の中で検討していこうと考えている。新しい中心市街地活性化法に基づく新しい仕組みの中で補助・助成策も増えている。再度シェイプアップマイタウン計画の積み残しが新しい法体系の中に組み込めるのかどうか検討しようと考えている。

国の採択基準は地域の独自性や計画の熟度もあり、小樽市が計画した全てのものが認定されるということにはならないかもしれない。そういった部分はこれからの検討課題になると思うが、新しい計画に位置づけるものについては事業主体・事業手法・事業年度も含めて、各省庁の補助事業に採択できるものを詰めていきたい。なお、漏れたものは再度シェイプアップ計画で行うということにはならないので、計画の熟度や内容についてもう少し詰めなければならないという部分も出てくる。市が行う部分もあるが、当然民間が行う部分もあるので、関係者と協議をしながら再トライアルをするということになるかと思う。

渡部(智)委員

これまでは建設省単独事業ということで進めてきたが、今度は11省庁ということなので、熟度を高めた取り扱いにしなければ、どうしてもふるいにかかるだろうと思う。これまでのまちづくりの議論は、どちらかと言えば行政主体で取り組んできた。しかし、新しい法体系の中で一つの事業を決めるという時には、民間サイドの導入ということがしっかりとしていなければ、どうしても補助や助成の対象からはずされていくのではないかと。

今まで商店街で必要であるという要望については、行政の責任において事業展開をしていくということであれば、この法体系に沿った形ということからすれば、時間ばかりかかり、その街で望んでいるものがなかなか実現しないのではないかと。そのエリアにとって必要なものを早期に着手し、充足させていくことが大切ではないかと。

(活性化)竹田主幹

中心市街地活性化法の中でもそうであるが、行政が行う部分、民間が行うべき部分ということで整理していかなければならないと考えている。例えば商業の部分では駐車場の整備など、いろいろな商業基盤の整備がいろいろな形で課題となっている。それを如何に実現していくかという部分が困難であることは確かである。

今までは行政主導で取り組んできたという反省が一つある。民間が主導しながら、その役割を果たしていくというTMO(タウンマネジメント機関)という考え方が出ている。実際の主体としては商工会議所あるいは行政も入った第三セクターになる等いろいろな手法がある。今回の場合、民間サイドで何が必要なのかということ、民

間サイドできちんと議論を尽くし、それに対して行政が支援していくという仕組みづくりがTMOと思っている。

市としては商店街の事業についても支援していきたいと思っているが、TMOを媒体しながらやっていくことが重要であると考えている。これからはTMOを主体としながら、商業サイドの部分ではいろいろ議論をしていく必要があるのではないかと会議所とも話し合っている。

今後はそういった部分での議論も深めながら、今商店街で課題となっている部分について、十分議論を詰めていきたい。その中では長期的に係る部分があるかと思うが、当然早期に実現をしなければならない事業が出てくる。そういった部分については行政として最大限の支援を図っていきたい。

渡部(智)委員

町づくりという大きな面での活性化なので、活性化室が窓口となり全庁的な検討の下にその役目を果たしてもらいたいだろうか。

(活性化)竹田主幹

現在、策定中の街なか活性化計画は、一つは民間サイドの意見を聞くという形での委員会を設置し、また、全庁的には如何に中心市街地の事業を取り組んでいかなければならないかを検討するために、課長職を中心に庁内的な検討会議を立ち上げている。これは単に経済・建都部だけではなく、関連する部の課長も交えて検討会議を開催している。今回の計画づくりについてはハード・ソフトを含め、全庁的な観点から検討している。

渡部(智)委員

築港再開発に伴う共存共栄について

これについては当初経済部が主体的に協議を進めてきたが、その後どのようにになっているのか姿が見えない。共存共栄の現状及び今後についてどのように考えているか。

(築港)長川主幹

共存共栄については、市がまとめた商業振興策の推進と商業者の経営努力並びに商店街としての連携した活性化対策を考えている。市としても活性化対策に対しいろいろな支援をする。OBCより示された4項目の共存共栄策を実施する。これらがまとまって実現されるという考え方である。

共存共栄の経営戦略があるので、例えばテナントに入りたいという商業者に対しては配慮してほしいという考えはある。ただ、商店街全体として全部が入る訳ではないので、それを商店街として話し合うというスタンスには立っていないということがある。そのような現状も踏まえ、民間開発者には地元配慮を要請してきた。

当初計画していた商業者で話し合っただけよりよいものをという点ではうまくいかなかったと考えている。ただ、それだけではないので、商業振興という部分については築港サイドとしても努力しているところである。

渡部(智)委員

うまくいかなかった後はどうなるのか。

当初OBCから共存共栄策が示されたら、庁舎内でも十分検討し必要のあるものは相手方にも要望していきたいということであったが、それは行われたのか。同時にテナント・雇用問題等その都度必要とされる部分については、共存共栄という面から十分果たし得ていると考えているか。

(築港)長川主幹

狭義の商業振興という面では、経済部の商業振興策という部分で着実に進められると思う。共存共栄の考え方は、最近の新聞報道では市商連の理事長が「築港ヤード再開発には今から賛成するという立場にはないが、現実オープンが間近になっているという事実を鑑み、同再開発の成功が中心市街地の活性化につながるという面もある」ということでここにきて「再開発をぜひ成功してほしい」というコメントがあった。

多くの集客を実現し、新たな来訪客を中心商店街に導くことも大切である。具体的にはシャトルバス等のしかけを最大限に行うというスタンスが必要ではないかと考えている。

築港再開発事業の基本に立ち返り、雇用・人口という全市的な底上げという部分では確実に図られると思うし、大きな流れの中で小樽市全体としては共存共栄という方向にいく事業と考えている。

渡部(智)委員

築港再開発に関わる面では共存共栄という問題を抱え、できるだけ協力し合っていくことによって、全体的なまちの発展ということになるのではないかと。

今後の共存共栄に対する対応について、どのように考えているか。

土木部参事

築港地区を訪れた人たちを如何に既存商店街あるいは中心商店街に呼び込むかが共存共栄の大前提であると考えている。OBCに対しても物販だけではなく、広域集客が可能な施設内容になるように強く要請をしている。満足いく形に現在なっていない部分も若干あるが、今後の事業展開の中で例えば来年1年間やっていく中で、どのような集客傾向になるのか、それに合わせた展開をしてもらわなければ困るという申し入れをしている。

また、それとは別に経済部と連携しながら商業振興策を行っており、さらには建築都市部や土木部においてもハード・ソフト部分を含めて振興策を行っている。それと合わせて何と言っても商業者がやる気を持ってもらい、魅力ある商店街をつくってもらうのでなければどうにもならないと感じている。

現在、新たな具体的な提案については決め手になるようなものはないが、小樽駅前の商店街に通じるシャトルバスの展開について中央バスや商業者とも話をしている。少しでも中心街に人を呼び込む一助になればと考えている。計画的に商業者と協議を行いながら、いい提案があれば積極的に検討していきたい。

浅田委員

アール・アイの貸し付けについて

直貸しということになれば、我々も市民に責任を負わなければならない。中小零細業者への直貸しは返済の保証問題があってできないという。今回の貸し付けは3億5,000万円であり、そのような額ではない。

平成9年9月には助役に、また、11月には市長・助役にこの問題について報告をしてるが、議会には全く報告されていない。与党だから機械的に賛成するという訳にはいかない問題も沢山ある。今までの経過を踏まえ、今後どのようにしようとしているのか。

活性化室長

11月の段階では市としてどうするか決定しておらず、未確定のものを議会に報告することは如何かと考えていた。今後、審議を頂き議決ということになれば、アール・アイに対し、金銭貸借契約・抵当権の問題について進めていきたいと考えている。

浅田委員

このことについては情報を公開し理解を得るようにしてもらいたい

急傾斜地崩壊危険地域の防災事業について

市内には同危険地域は何カ所あるか。

(土木部)管理課長

市の防災計画上では130カ所、法律による地区指定が53カ所、指定外が68カ所、人工崖が9カ所である。

浅田委員

その内整備している箇所数はどうか。

(土木部)管理課長

130カ所の内48カ所が整備済みである。

浅田委員

指定地区の条件は何か。

(土木部)管理課長

法の指定基準としては崖の勾配が30度、高さが5m、崖の下の人家が5戸以上、あるいは5戸未満でも学校・病院・旅館等、人が大勢出入りする所が対象となっている。

浅田委員

指定地域の内、未整備箇所は何カ所か。

(土木部)管理課長

53カ所の内、14カ所が未整備である。

浅田委員

未整備の理由は何か。

(土木部)管理課長

これは道が施行主体の事業となっており、毎年道と協議しながら要望を行っている。この14カ所については事業を進めていく上の前提である用地の寄付が必要である。その辺の折り合いがついていないと聞いている。

浅田委員

急傾斜地の崩壊による災害の方針に関する法律はいつ制定されたのか。

(土木部)管理課長

昭和44年に制定されている。

浅田委員

整備するためには用地の寄付が前提というが、人命に関わる危険性もあり、今後どのように考えているのか。

(土木部)管理課長

委員から指摘があったような認識であり、現在どのような状況にあるのか、道から情報の収集に努めている。また、今後についても指定地域をまず整備していくのか、道とも協議しながら進めていかなければならないと考えている。

浅田委員

指定外区域68カ所のうち、整備箇所が9カ所ということであり、残り59カ所の整備についてはどのように行っていくのか。

(土木部)管理課長

現在、道と協議を行っており、指定外地域も施行していくという前提の中である。現在施工中のものも指定外区域であり、手続きを指定区域に替えている最中である。

浅田委員

9年度の実績及び10年度の予定を示せ。

(土木部)管理課長

道施行分の9年度実績は5カ所で約3億4,500万円、また、10年度の予定は4カ所で3億4,000万円である。

浅田委員

市単独の施行予定はあるか。

(土木部)管理課長

平成9年度は平磯線を483万円で、10年度では長栄線を530万円でやっている。

浅田委員

今後の対応を示せ。

(土木部)管理課長

急傾斜地については未整備区域が多いと認識している。ただ、施設整備には多大な時間と費用がかかるということも事実である。今後とも道と十分協議しながら、整備の促進を図っていように努力していきたい。

また、市民に対し防災計画・避難体制等の周知を強化していくことも念頭において、急傾斜地の問題に対応していきたい。

委員長

散会宣告。